

監査委員公表第597号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月2日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	柳	井	貞	美
大分県監査委員	濱	田		洋
大分県監査委員	尾	島	保	彦

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成27年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局の24地方機関（振興局、県税事務所及び土木事務所）、企業局及び病院局について、平成28年4月12日から7月8日までの期間において実施した。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した26機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり11機関において、2件の指摘事項及び15件の注意事項があった。

その他の15機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(土木建築部)	
大分土木事務所	庁舎清掃業務委託において、入札書に記載不備があった業者と契約を締結し、履行した事例が認められた。
中津土木事務所	港湾使用料について、滞納者から領収した分割納付金を現年度滞納分に重点的に充当したため、過年度の債権が時効により消滅しているなど、時効中断の措置が効果的に講じられていない事例が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(総務部)	
東部振興局	現金収納事務において、情報提供に係る資料等の写しの交付費用として領収した現金を、現金出納表に記載しないまま保管し、後日、払込みの際に受入れたこととして記載している事例が認められた。
中部振興局	県営土地改良事業に係る分担金及び市町村負担金について、適正な変更手続きを経ることなく、大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則等に規定された期日と異なる期日に調定徴収している事例が認められた。
	用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず手当を支給していない事例が前年度に引き続き認められたとともに、手当額が間違っていた事例が認められた。
	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
南部振興局	再雇用非常勤職員の通勤費用弁償について、高速道路利用料金の加算額の算定を誤ったことから、過大に支給している事例が認められた。
豊肥振興局	庁舎等清掃業務委託において、契約書で2日に1回実施すると定めた日常清掃が、契約書どおりに実施されていない事例が認められた。
	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
(土木建築部)	
国東土木事務所	港湾施設について、船舶を係留する使用者から期日を定めて使用報告を求めておらず、港湾施設使用料の調定が遅延している事例が認められた。
別府土木事務所	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
大分土木事務所	用地測量委託において、諸経費を誤ったことにより積算額が過小となっている事例が認められた。
	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
竹田土木事務所	現金収納事務において、証紙売りさばき代金として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んで

	いる事例が認められた。
(企業局)	
企業局	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
(病院局)	
病院局	清掃等業務委託において、契約書で毎日実施すると定めた日常清掃が、契約書どおりに実施されていないなどの事例が認められた。
	切手の受払簿において、受入枚数及び払出枚数と残枚数の整合がとれていないなど、管理が不十分であることが認められた。

3 監査の執行状況

各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
東部振興局	平成28年5月23日から平成28年5月25日まで、平成28年6月23日
中部振興局	平成28年6月14日から平成28年6月16日まで、平成28年7月5日
南部振興局	平成28年5月11日から平成28年5月13日まで、平成28年6月15日
豊肥振興局	平成28年5月11日から平成28年5月13日まで、平成28年6月9日
西部振興局	平成28年6月1日から平成28年6月3日まで、平成28年6月24日
北部振興局	平成28年5月17日から平成28年5月19日まで、平成28年6月16日
別府県税事務所	平成28年6月10日、平成28年7月8日
大分県税事務所	平成28年6月9日から平成28年6月10日まで、平成28年7月5日
佐伯県税事務所	平成28年6月8日、平成28年7月7日
豊後大野県税事務所	平成28年6月9日、平成28年7月7日
日田県税事務所	平成28年6月8日、平成28年6月24日
中津県税事務所	平成28年6月14日、平成28年7月8日
豊後高田土木事務所	平成28年4月27日から平成28年4月28日まで、平成28年6月7日
国東土木事務所	平成28年4月27日から平成28年4月28日まで、平成28年6月10日
別府土木事務所	平成28年5月17日から平成28年5月18日まで、平成28年6月10日
大分土木事務所	平成28年5月26日から平成28年5月27日まで、平成28年5月30日、平成28年6月30日
臼杵土木事務所	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで、平成28年5月12日
佐伯土木事務所	平成28年4月14日から平成28年4月15日まで、平成28年5月12日
豊後大野土木事務所	平成28年4月14日から平成28年4月15日まで、平成28年5月11日
竹田土木事務所	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで、平成28年5月11日
玖珠土木事務所	平成28年4月21日から平成28年4月22日まで、平成28年6月2日
日田土木事務所	平成28年4月25日から平成28年4月26日まで、平成28年6月2日
中津土木事務所	平成28年4月12日から平成28年4月13日まで、平成28年5月16日
宇佐土木事務所	平成28年4月25日から平成28年4月26日まで、平成28年6月7日
企業局	平成28年6月7日から平成28年6月9日まで、平成28年6月30日
病院局	平成28年6月7日から平成28年6月9日まで、平成28年7月1日